

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の法制化を求める意見書

(議決日12月19日)

上皇上皇后両陛下におかれては、平成28年熊本地震発災後の余震もまだ収まらない中、避難所を御訪問頂き、被災した県民に大きな励ましを賜った。また、天皇皇后両陛下におかれては、令和3年に前年7月の豪雨災害の被災自治体をオンラインで結んだ全国初のお見舞いを賜り、被災者や災害対応尽力者にお声掛けいただき、県民も勇気づけられ、心温まるお見舞いとなった。皇室の御存在は、熊本県のみならず、全国の国民にとってなくてはならない、非常に重要なものとなっている。

また、悠仁親王殿下におかれては、9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところである。

一方、現行制度のままでは、将来、悠仁親王殿下をお支えする男子皇族が不在となるおそれがあり、皇族数の減少は皇室の公務体制のみならず、男系による皇位継承の安定性にも影響を及ぼす重大な課題である。

このため政府は、令和4年1月、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する報告書を国会に提出し、同報告書において、①皇族数の早急な確保、②悠仁親王殿下までの皇位継承の流れの維持、③皇位継承制度の根幹については国民的議論を継続することが示されている。

国会では令和6年5月以降、各党・各会派による協議が行われており、①悠仁親王殿下までの皇位継承の流れを揺るがせないこと、②女性皇族の婚姻後の皇族身分保持（ただし配偶者・子は皇族としない）、③旧11官家の男系子孫を皇族の養子とする制度の導入の各点について、多くの党派から賛同が示されている。

しかしながら、政府の検討要請から4年が経過しようとする中、必要な法整備はいまだ実現していない。皇族数の確保と男系による皇位継承の維持は、国家の連続性と安定に関わる極めて重要な課題であり、早急な対応が求められる。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 皇族数の確保と皇位の安定的継承のため、有識者会議の報告書に基づき、国会としての総意を早急に取りまとめ、皇室典範の改正を含めた法制化を進めていくこと。
- 2 皇室の安定は日本国全体の課題であり国民的議論を継続するための情報発信に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官

委員会提出議案第1号：熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

(議決日12月19日)

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議員活動と家庭生活の両立を可能とする環境を整備するため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

(公布日1月16日)

委員会提出議案第2号：最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援を求める意見書

(議決日12月19日)

日本経済を安定的な成長軌道に乗せるためには、全国の企業数の99.7%（熊本県内は99.9%）、従業者数の69.7%（熊本県内は92.7%）を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の業績改善と自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的賃上げ」の割合が高く、「賃上げ疲れ」との声も聞かれる。

このような中で、石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標については、熊本県内経済4団体が本年9月に会員の1,049事業者、200組合から回答を得た調査では約8割の事業者と組合が「対応は不可能又は困難」と回答している。

最低賃金制度は、労働者の生活を守るセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段とすることには疑問がある。

政府におかれては、GDPの半分以上を占める個人消費が長期減少傾向にあり、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できていない状況を踏まえ、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、企業が自発的かつ持続的に賃上げが可能な環境を整備するとともに、経済情勢や、事業者の経営状況、支払い能力を十分に踏まえた目標の見直しが必要と考える。

令和7年度の地方最低賃金は、熊本県を含む39の道府県で中央最低賃金審議会が示す目安を上回る引上げがなされた。地方最低賃金審議会においては、最低賃金法に基づき、各地域の生計費、賃金、企業の支払い能力の三要素をもとに審議を行うこととなっているが、現実的には、人材流出の懸念等から隣県より1円でも高くといった過度な競争意識が働いている。このことは、セーフティネットという最低賃金の本来の趣旨に即しておらず、企業の支払い能力を踏まえない無理な引上げにつながっている。

また、同じ県の中においても地域によって経済状況や賃金等に格差がある。これを考慮せずに県内一律の大幅な引上げとなれば、人口減少や少子高齢化が進み経済が脆弱な地域においては、日常

生活を支えるインフラともいふべき商業・サービス業等の産業が成り立たず、地域の更なる疲弊につながりかねない。

さらに、熊本県を含む地方最低賃金審議会においては、近年、最終的な採決で、賃金を支払う当事者である使用者側委員全員が反対したまま、多数決にて決定されるケースが多く、合意形成の在り方に疑問があるなど、現行の最低賃金制度に様々な歪みが出ていると言わざるを得ない。

令和7年度熊本県最低賃金については、全国最大の82円の引上げとなり、1,034円となった。熊本県内経済4団体が実施した調査では、今回の引上げについて、全体の7割を超える事業者及び組合において経営を直撃する重大な問題であることが浮き彫りになった。また、その対応策については、約半数が、業務効率化や、商品・サービス価格の引上げを挙げる一方で、正職員の配置転換・削減、営業時間・労働時間の短縮、一時金（賞与等）の調整を検討する声も少なくなく、労働者にとっても厳しい経営環境になりかねない状況である。

よって、国におかれては、下記事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標について、経済情勢や、中小企業・小規模事業者の経営状況、支払い能力を十分踏まえて見直しを検討すること。

また、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的に賃上げが可能な環境を整備すること。

2 現行の最低賃金制度について、他県との競争となっている実態、県内一律の金額適用の適否、地方最低賃金審議会の合意形成の在り方など、様々な課題が生じていることを踏まえ、制度の見直しを検討すること。

3 令和7年度の地方最低賃金の大幅な引上げに伴い、厳しい経営を強いられる中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう支援を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)